

成人会員の登録規約

下記にあてはまる場合、登録は無料です：

1. パーマストンノース市の納税者
2. パーマストンノース市の管轄地域内の居住者

カードの利用：

1. 館内でサービスを受ける際には必ず会員証をご提示ください。
2. 正規会員証があれば、書籍・資料等をいつでも最高20点まで借り出せます。
3. 新規会員証/訪問者カードの場合は、1回につき3点までです。
4. 継続する2年間に使用されなかった会員証は自動的に登録抹消されます。

住所証明と新規会員登録：

1. 会員登録の際、成人には住所および身分の証明となる書類をご提出願います。
2. 住所を証明する書類の例：最近の銀行取引明細書、電気/電話代の請求書
3. 住所証明を提出できない方は、新規会員として取り扱われます。
4. 新規会員は、6週間以内に住所証明の提出が義務付けられており、それがない場合、登録は無効となります。
5. 住所証明が提出され次第、正規会員として登録されます。
6. 住所を証明する書類を提出できない方には、当図書館より『住所証明書』を郵送し、それを持参していただくことによって住所証明の代わりとします。

罰金、課金、Eメールまたは郵送の延滞/予約通知：

1. 当図書館が発信したEメールあるいは郵送の通知が未着であったり、未読であっても、当方では一切の責任を負いません。
2. 登録されているEメールアドレスが不正確な場合、通知の発送を中止します。
3. 返却遅延や、返却日以降に貸出更新をした品目については罰金が科せられます。
4. 貸出品の紛失や破損の他、会員証の利用から派生した料金の支払いは、会員の責任となります。

会員証の紛失と住所変更：

1. 以下の場合は、速やかにご連絡ください。
 - ◇ 会員証の紛失または盗難
 - ◇ 貸出品の紛失、盗難、破損
 - ◇ 住所またはEメールアドレスの変更
 - ◇ 会員登録の取り消し
2. 会員証の紛失/盗難にあたっては、不正使用を未然に防ぐためにも速やかにご連絡ください。登録抹消が行なわれぬまま不正使用された会員証については、そこから生じるすべての支払い義務が該当会員の責任となります。

以下の場合には、貸出停止処分となります：

1. 4週間以上の返却遅延
2. 未払いの罰金/課金が10ドル以上
3. 負債の取立てについては、取立て専門業者を指名する場合があります。

4 The Square

P O Box 1948

Palmerston North

Knowledge City

NEW ZEALAND

Telephone 06-351 4100

Facsimile 06-351 4102

email pncl@pncc.govt.nz

Te Ara Whanui o Te Ao

